

第3章 フランス

第1節 電気事業の運営体制

フランスの電気事業は、国有フランス電力公社（Électricité de France (EDF)）が発電、送電、配電の一貫体制により全国に電力を供給するという体制を長年とってきた。1946年4月8日、1,450社に上る発電会社、送電会社、配電会社を統合・国有化し、EDFが設立された¹。1990年代に入ると、EUでの電力自由化の動きを受けて、フランスでも自由化が実施された。これにより、EDFは2004年11月19日、株式会社化され、翌年には株式が上場された²。2004年に送電部門を、2006年には配電部門をそれぞれ子会社化した。

株式が一般公開されたのちも、EDFに対する政府の権限は強く、2013年12月31日現在のEDFの株主構成のうち、政府が保有するものは84.49%を占める。それ以外の株主構成は、フランス以外の欧州諸国の機関投資家4.20%、欧州以外の機関投資家3.64%、フランスの機関投資家2.91%、個人株主2.87%、従業員1.80%、自己株式0.09%となっている³。

電力市場におけるEDFの存在は今なお大きい。2007年には電力市場は全面的に自由化されたが、EDFが発電コストの安い原子力発電所を保有しているため、発電部門への新規参入は進まず、現在も国内発電量の80%をEDFが占めている。また、配電部門、小売り部門においても、EDF系以外の業者は160以上参入しているが、EDF系会社のシェアは、配電では約95%、小売りでも約80%であり、圧倒的である。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

労働法典L2512-1～L2512-5条（公共サービス部門（service public）のストライキ権に関する特別規定）

この条文は、1963年7月31日法（公共サービス部門のストライキ実施についての一定の条

¹ EDF ホームページ（La naissance d'EDF）より
<http://presentation.edf.com/profil/histoire/1946-1962-40178.html>

² EDF ホームページ（La nouvelle donne européenne et la création du groupe EDF）より
<http://presentation.edf.com/profil/histoire/1990-a-nos-jours-40182.html>

³ EDF ホームページ（Structure de l'actionariat）より
<http://finance.edf.com/action-edf/structure-de-l-actionariat-40669.html>

件に関する1963年7月31日の法律⁴⁾に基づく。

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

公務員（国家公務員や人口1万人以上の地方自治体の職員）や公共サービスを提供する事業所（公営・民営を問わず）⁵⁾の職員（労働法典L2512-1）⁶⁾が争議権の一部制限される事業の範囲である。

なお、フランスでは大部分の公務員にもスト権が付与されている。スト権が与えられていない公務員は、警察官（国家警察Police nationaleの隊員）や機動隊員（共和国保安機動隊CRSの隊員）、司法官（裁判官や検事など）、軍人などである。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

労働法典L2512-1で規定されている事業について、争議行為を行う場合には、少なくとも5日前の事前通告が必要である⁷⁾（労働法典L2512-2条）⁸⁾。また、波状ストを禁止する規定がある（労働法典L.2512-3）⁹⁾。

波状スト（grève tournante）について、「労働の停止時間及び再開時間は関係職員の異なる領域或は構成員について別々にすることはできない」「同一企業或は同一組織の同一施設或いは役務、もしくは異なる施設或は役務の異なる職務上の部門或は異なる領域において継続的に間隔をとり、或は協議して交替する形で行う労働の停止はなし得ないものとする」¹⁰⁾と規定されている。ただし、菊谷（1992）によれば、フランスにおいて多様な形態を採り得るストライキの類型を労働法典L.2512-3の文言にいう一定の枠内にはめ込むことは容易ではない。例えば、同一の職員により反復的にされる争議行為は禁止の対象とはならないことになる。また、異なる企業の職員による波状ストの形態が生じても、条文の文言から解すれば該当しないことになる。さらに、分割して行われる単一ストと、継続的ではあるが複数の独立

⁴⁾ Loi n°63-777 du 31 juillet 1963 relative à certaines modalités de la grève dans les services publics (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000509742>)

⁵⁾ フランス銀行、エール・フランス、SNCF（フランス国鉄）、EDF（フランス電力会社）、GDF（フランスガス公社）、パリ空港、CFC（コルシカ鉄道）、炭鉱等。

⁶⁾ Code du travail - Article L2512-1 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902373&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

⁷⁾ 予告の通知は、公務員の場合は上位官庁、その他の事業体の場合はその関係企業や団体の管理者に対して行う。

⁸⁾ Code du travail - Article L2512-2 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902378&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

⁹⁾ Code du travail - Article L2512-3 (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006902379&cidTexte=LEGI TEXT000006072050>)

¹⁰⁾ 菊谷（1992）61 ページ参照。

して行われる部分ストとをどのように区別するのかという論点も挙げられている¹¹。以上のように波状ストに該当する争議は限定的と言える。

その他、公共サービス部門に関して、労働法典（L 2512-1～L2512-5）は、職務上の動機によらない政治目的のスト、座り込みスト（*grève sur le tas avec occupation*）、職場占拠（*blocaje des locaux de travail*）等について制限している¹²。

4. 職権調整制度

職権調整に関わる現行の制度としての規定はない。ただ、かつてあった規定として、「電力についての公共サービスの近代化及び発展に関する法律」¹³が挙げられる。この法律の第21条には、「電力供給（網）の安全性及び確実性に対して、深刻（重大）で差し迫った危機がある場合は、エネルギー担当相は、職権で必要な保全措置を命令することが可能である」と規定されていた。しかしこの規定は、同法の他の多くの条項と共に、2011年5月に廃止されている。

また、地方自治総合法典L. 2215-1条では、「緊急事態、特に公共の安全が脅かされたり、それが予想される際に、知事はあらゆる措置をとることが可能とされており、必要な人材の動員を要求することができる」と規定している¹⁴。この規定は、治安維持のための規定であって、電力維持を明示的に規定したものではない。ただ、「必要な人材を動員」を「ストライキの中止及び職場復帰」させることができると解釈することも可能であると考えられている。

以上のように電気事業に関する法制度で職権によるストを制限する規定はないが、判例に基づいて職権によってスト権を制限することが可能な場合がある。

「公共サービスを提供する義務のある組織」において、スト権を制限できるとする国務院の判断（2013年4月12日、後述）があり、EDFの経営陣がスト参加中の従業員の一部に対して職場復帰を命じる決定が適切であったと判断している。このような権限は、電力供給に関する公共網の安全確保に重大かつ差し迫った危機がある場合に、エネルギー担当相及び県知事に認められると解釈されている。

¹¹ 菊谷（1992）62ページ参照。

¹² フランス政府ウェブサイト参照。

<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F499.xhtml>

その他、関連する労働法典条文は L2512-1～L2512-5

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idArticle=LEGIARTI000006902373&idSectionTA=LEGISCTA000006177989&cidTexte=LEGITEXT000006072050>

¹³ Loi du 10 février 2000 relative à la modernisation et au développement du service public de l'électricité (<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000750321&fastPos=1&fastReqId=1206565808&categorieLien=id&oldAction=rechTexte>)

¹⁴ Code général des collectivités territoriales

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006070633&idArticle=LEGIARTI000006390227&dateTexte=20091023>)

5. 争議時の代替的労働

争議中の代替的労働に関する規定はない。その一方で、争議中に派遣労働を使うことを禁じる規定がある（労働法典L1251-10）¹⁵。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

フランスにおける徴用はレキシシオン（réquisition）として規定されており、スト参加者に対して職場復帰を命じることができる条件の規定と、手続きについて規定されている。

徴用（réquisition：レキシシオン）に関する制度は、戦時の国家組織に関する1938年7月11日法第2篇第14条¹⁶に基づいて成立した。これが、1959年1月7日オルドナンス¹⁷により「職員全体が国の需要を維持するために不可欠と考えられる役務あるいは企業に所属するとき、その職務あるいは雇用を維持する者は各々ひとしく徴用に服しめられる」可能性がある」と定められた。

レキシシオンの手続きは次の三段階を経る必要がある。まず、閣議において事前に承認されるデクレがあり、これに基づいて関係企業を管轄する大臣のアレテを経て、各関係者へ個別に通知される命令という手続きである。

菊谷（1992）によれば、電気事業に関してレキシシオンが実施された例として、ガス事業とともに1950年に発せられた例が確認できる。

第3節 争議の状況

<近年のスト事例とスト中止命令に関する判例>

2009年4月、EDFの原子炉58基中17基が保守・点検作業のため停止中、EDF職員の一部が賃金の引き上げと原子力発電所における下請け業者への恒常的な業務委託の中止を求めて4月9日からストライキに突入した。ストライキは長期化し、保守・点検作業に重大な遅れが生じることになった。6月中旬時点で、ストライキが継続しており、8基の原子炉の保守・点検及び核燃料の交換作業が中断していた。そのため、電力不足に陥る可能性が懸念される事態と判断したEDFの経営陣は、6月15日、ストライキにより作業が遅滞している職場の職員に対して、スト参加者の一部の職場復帰を命じる決定を下した。この決定には、命令に従わない場合の懲罰の可能性も含まれていた。これに対して複数の労働組合は、決定及び通達

¹⁵ Code du travail - Article L1251-10

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006901260&cidTexte=LEGITEXT000006072050>)

¹⁶ Loi du 11 juillet 1938 sur l'organisation générale de la nation pour le temps de guerre.

(http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7768A2EDB58999829463AA04E071F3B8.tpdjo09v_2?cidTexte=LEGITEXT000006070686&dateTexte=19960102)

¹⁷ Ordonnance n° 59-76 du 7 janvier 1959 relative aux actions en réparation civile de l'Etat et de certaines autres personnes publiques.

(<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000886943>)

の無効確認を求めて国務院（Conseil d'État）¹⁸に提訴した。この訴えの争点は、民営企業となったEDFが、憲法上認められているスト権を制限する権限があるか否かと、その権限があるとすれば取られた措置が適当であったかという点であった。

国務院は2013年4月12日、EDFが職員のスト権を制限できるとの判断を下した。国務院は、現行法上では、（その組織に課せられたサービスを提供するために）スト権を制限する規則の設定は、「公共サービスを提供する義務のある組織」にあると判断し、スト権と公共サービスの関係についての従来法解釈を踏襲した。すなわち、現行法上では「公共サービスを提供する義務のある組織」は、スト権を制限できることを認めた。

その上で、株式会社であるEDFが、「公共サービスを提供する義務のある組織」であると見なされるかについて、「電力についての公共サービスの近代化及び発展に関する法律」を挙げて、国や自治体が十分な安全性を確保した上で、消費者の電力需要にこたえる義務があり、国土への電力供給を確保しなくてはならないと指摘している。すなわち、電力供給は国や自治体の責任であるとしている。フランスでは2009年時点で、80%近くの電力が原子力発電によるものであり、国内に設置された原子力発電所の稼働はフランス国土への電力供給に必要不可欠であるとの判断がそこにはある。それに加えて、全ての原子力発電所はEDFが運営しており、EDFは国の基本的な電力需要に応えるという公共の利益¹⁹を守る使命を負っているとしている。また、「国はEDFの株式を70%以上²⁰所有しており、社長（directeur général）や取締役会議長（président du conseil d'administration）は、国により任命されている。そのようなEDFの企業経営上の前提に基づいて、国務院はEDFが電力を生産する原子力発電所を運営し、公共（公益）サービスを確保する義務を負っている」と結論づけている。

以上の見解に基づき、国務院はEDFの経営陣が職員のスト権を制限する権限を認め、EDF経営陣が2009年のストライキに対して取った措置は、当時の状況を踏まえて正当化でき、また、その措置が合法的な手続きによって行われたと判断した。

この他のEDFが関与するストライキとして、以下のものが挙げられる。

- ・ 2012年10月8日には、フェッセンハイム原子力発電所及び石炭火力発電所の閉鎖に関連して数千人の雇用が失われる可能性に抗議して24時間ストが実施された²¹。また、2007年秋の年金改革に対する全国的なストライキの際、鉄道やガス関連事業の労働者のストとともに

¹⁸ 国務院は、法案の合法性などを審査したり、行政訴訟を担当する機関である。当該の労働組合の訴えは、公共サービスを担う株式会社による決定の無効確認を求めたものであるが、EDFの株式の8割以上を国が保有しているため、行政訴訟に準ずる手続きが採られたと考えられる。

¹⁹ intérêt général

²⁰ 国務院のコミュニケには70%以上と書かれているが、実際には80%以上である。

²¹ Le Figaro 紙 2012年10月8日付及びCGT ホームページ参照。

(<http://www.lefigaro.fr/flash-eco/2012/10/08/97002-20121008FILWWW00449-greve-ce-lundi-soir-dans-l-energie.php>)

(http://www.fnme-cgt.fr/dossier_actu/121003_9_octobre_2012/pdf/tract_9_octobre_2012_secteur_pte.pdf)

に、EDF職員もストライキを実施している²²。

＜フランスにおける電気事業関連のストの社会的意味＞

EDF 職員など電力関連産業労働者（*électriciens*）によるストライキは、一部地域（一部の建物）での電力供給を止めるという行為がとられることがある。これはストライキによって就業する職員が減少することによって電力供給に支障が出るというわけではなく、ストライキ参加者が抗議行動の一つとして、意図的に電力供給を停止させるというものである。

この種の停電による抗議活動の歴史は古く、例えば、1905年2月、パリ中心部のオペラ地区の電力供給が遮断された例が挙げられる。この時は、夜間に45分間のみの停電であったが、労働者は労働条件の改善（賃上げなど）を勝ち取ることができた。また、1909年3月には、コンチネンタルホテルの電源が切られたが、その際このホテルに当時の労働大臣が滞在していたことが停電の理由であるとされている。

第2次世界大戦後では、1968年の5月革命の際、シャンゼリゼーや省庁が集まる地区に絞って電源を切る行動がとられた。その後も1986年から1987年の冬や1995年の秋に、ストライキに参加しているEDF職員による停電があった。

もちろん、停電を伴わない電力関連産業労働者（EDF職員）のストライキも多く、停電を伴う場合であっても、上述のように一部地域を対象に短時間、意図的に停電させることがほとんどである。電力供給の停止は、数十分間から数時間（稀に数日間）が多かったが、社会的にインパクトがあり、労働組合側の要求を使用者に認めさせるためには一定の効果があったと言える。つまり、大部分の一般市民の生活には大きな影響を与えずに、労使交渉を有利に進めるための手段として電気事業関連のストは実施されたといえる²³。

²² La Depeche du Midi 紙 2007年11月15日付参照。

(<http://www.ladepeche.fr/article/2007/11/15/264777-greve-les-lotois-fortement-mobilises.html>)

²³ CGT ホームページ参照。

(http://www.fnme-cgt.fr/pages/cahier_ihs.php?&id_art=90&actif=2&num=24)

第4章 アメリカ

第1節 電気事業の運営体制

米国の電気事業者は3,200社以上あり、民営、連邦・地方公営、協同組合の所有形態があるが、運営はすべて民営である。したがって、従業員のステータスは民間企業の従業員と同じであって、公務員ではない。

(社) 海外電力調査会ウェブサイトによれば、民営が200社で全米販売電力量の約6割を供給している。連邦が9社、地方公営が2,000社、共同組合が900社となっている。

民営は一貫して担ってきた発電、送電、配電、小売り供給を、1990年代から電力自由化のなかで分社化、売却、買収によって経営資源の選択と集中が進んだ。連邦は、開発、発電の卸売、州および地方自治体は主として配電、共同組合は組合員向けの電流供給を行っている。所有資産および販売価格は政府による統制を受けている。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

(1) 電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

(2) 電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

アメリカでは、1935年に「全国労働関係法 (NLRA: National Labor Relations Act of 1935)」が制定され、民間部門の労働者についての団結権、団体交渉権、団体行動権の保障及び使用者の不当労働行為、全国労働関係委員会 (NLRB: National Labor Relations Board) の設置が定められた。NLRAは、鉄道労働法が適用される鉄道・航空部門など一部の例外を除き、公益事業を含む民間の事業全般に適用される。

また、1947年には、「労使関係法 (LMRA: Labor Management Relations Act of 1947)」が制定され、NLRAが改正¹されるとともに、新たな規制が定められた。NLRAの改正部分は、労働組合の不当労働行為の禁止などを定めるとともに、新たな規制として、集团的労使紛争の調整などについての規定が設けられた。

なお、その後1959年に「労使報告公開法 (Labor-management Reporting and Disclosure Act of 1959)」が制定により、NLRAの一部修正²がされている。

¹ Taft-Hartley Act.

² Landrum-Griffin Act.

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

NLRA第7条は、労働者に、「その他の団体行動 (other concerted activities)」に参加する権利を有するとしており、ストライキ等の争議行為は、民間労働者については、事業の種類を問わず保障されている³。公務員に関しては、連邦及び多くの州により制定法又はコモンローによりストライキは禁止されているが、民間部門においては、特定の事業分野についてストライキ等の禁止を定める法律はない。ただし、後述するように、LMRAの定める「国家緊急事態制度」により、裁判所に対するストライキ等の差止命令の制度が設けられている。

<事業の種類を問わず禁止されている争議行為>

NLRA第8条により、二次的ストライキ（労使紛争の直接の当事者以外の者に対して行なうストライキ）や縄張り争いストライキ（2つの職種の縄張り争いに起因するストライキ）などは労働組合の不当労働行為として禁止されている。

また、座り込みストライキ（Sit-Down Strike: 使用者の事業場への他の者の入構を排除しつつストライキ参加者が事業場内に止まること）は、連邦最高裁判所によって違法とされている。座り込みストライキ参加者は使用者から解雇されてもNLRAによる保護を受けることはできない。労働者がストライキに際して暴行、脅迫等を行なったような場合も、その労働者は法的保護を受けられない。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

アメリカの労働協約では、労働協約の有効期間中、労働組合及び労働者が、ストライキ、スローダウン等の争議行為を行なわないとする条項を盛り込むことが普及している。こうした条項は、「ノーストライキ条項」と呼ばれている。連邦最高裁判所の判例によれば、ストライキの原因となった労働者の苦情が仲裁に付されていることを条件に、ノーストライキ条項違反のストライキに対して裁判所が差止命令 (Injunction) を発することができることとされている。

また、労働協約の更新改廃に際しての争議行為については、これを一定の範囲で制限する規定が、NLRAに定められている。すなわち、NLRA第8条は、労働協約の当事者が団体交渉を行なうためには、当該労働協約の期間満了日（期間の定めのない労働協約にあつては、その改廃が提案されている日）の60日以前（医療事業の場合、90日前）に、その更新・改廃の提案を相手側に通知する必要がある、この期間が満了するまでの間は、労使ともストライキやロックアウトを行なってはならず、これに違反した労働者は、解雇されてもNLRAの保護を受けることはできない。さらに、医療事業については、労働組合がストライキ等を行なう場合には、10日前に予告しなければならないとされている。

³ アメリカでは、州によっては公益事業体でのストを禁じている州法 (Public Utility Anti-Strike Act) が存在しているところもある (ウィスコンシン州、バージニア州、ミズーリ州等) が、連邦法 (NLRA) との関係から、どちらが優先されるかについては、判例による。

4. 職権調整制度

LMRAは、国家緊急事態の場合に、一定の要件のもとで連邦裁判所がストライキやロックアウトの差止命令を発出することを認めている。

LMRAの定める国家緊急事態とは、ある産業の全部又は相当部分に影響を及ぼし又はそのおそれがあり、かつ、国民の健康又は安全を脅かすようなストライキやロックアウトを指す。こうした事態が生じた場合には、大統領は、当該労使紛争についての調査委員会を設置する。そして調査委員会の報告書の提出を受けたときは、大統領は司法長官に対し、連邦地方裁判所に当該ストライキ又はロックアウトの差止命令（Injunction）を請求するよう命ずることができる。連邦地方裁判所は上記の国家緊急事態に該当すると認めるときは、ストライキ又はロックアウトの差止命令を発することができる。その後、大統領により調査委員会が再召集され当該紛争についての調査が再開される。そして、差止命令が出されてから60日後に報告書が提出される。NLRBは報告書が提出されてから15日以内に、労働者に対し、使用者の最終提案を受諾するかどうかについての無記名投票を行う。その結果を投票後5日以内に司法長官に報告する。労働者側が提案を否決する結果となれば、司法長官は国家緊急事態手続きの発動から最大で80日間、ストライキやロックアウトの差止めを継続して命ずることができる。なお、手続き期間中も連邦仲裁幹旋局（FMCS）による調停が行われており、途中で自発的に紛争が解決することもあり得る。国家緊急事態に基づくストライキ差止手続については資料（73頁）のとおり。

この国家緊急事態手続⁴は1947年に創設され、それ以来2010年までに36回手続が利用され、うち29回において裁判所の差止命令が発出された⁵が、近時においては、この手続が発動されるケースは非常に少なくなっている⁶。

なお、争議調整について定めた国家緊急事態（National Emergency）206条から210条については資料（75頁）のとおりである。

5. 争議時の代替的労働

<すべての事業>

雇用条件等に関する経済ストライキを労働者が実施する場合、使用者は代替者（replacement）を対抗的に雇用することができる。その場合、恒久的代替者（permanent replacement）雇用することも可能である。恒久的代替者が雇用された場合、ストライキに

⁴ 国家緊急事態法の手続きについては、中窪（1995）を参考とした。

⁵ 7回については差止命令はなかった。7回のうち5回は大統領が実施命令を出させなかったものであり、2回は連邦地方裁判所が否定したものである（例えば炭鉱労働者によるストライキの差止めについて、カーター大統領の要請を否決した1978年のケース）。

⁶ 1978年以降、労働組合の勢力の低下などを背景に、国家緊急事態手続は実行されなくなっている。2002年にブッシュ大統領が港湾労働者のストライキに対して実行した例が1件あり、1947年の創設から2010年までの要請件数は36回となっている。36回の内訳は、港湾業務11回、航空宇宙産業5回、原子力4回、炭鉱労働4回、海運3回、金属部品製造2回、穀物倉庫2回、非鉄製錬、食肉加工、粗鋼、造船、電話で各1回であった。

参加した労働者は職場復帰する権利を失う。ただし、経済ストライキではなく、使用者が不当労働行為を行ったことに労働者が抗議することを目的とする不当労働行為ストライキの場合、ストライキ参加者は代替者を押しつけて職場に復帰することができる。

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

4. における手順のとおり。

第3節 争議の状況

電気産業における近年の労働争議の事例については、以下のとおり。この中では、実際に停電が発生したのは、2011年3月18日のハワイ州のストライキだけである。

○2012年10月5日

ミシシッピ州ポート・ギブソン、グランド・ガルフ原子力ステーション
ロックアウト：United Government Security Officers of America Local 36

警備会社および他の発電施設からリプレースメント要員が送り込まれた。9月30日の労働協約の期限切れに伴い、企業側がより柔軟性を高めた運用をしようとしたことが原因。

○2012年6月20日

マサチューセッツ州プリマス、ピルグリム原子力発電所（Entergy Corp）
ロックアウト期間 2 週間：Utility Workers Union of American Local 369

健康保険コストの維持及びヘルスケアオプションの拡充に関する組合員投票、および労働協約締結までの間、組合側はピケをはる。マサチューセッツ州選出、ケリー上院議員が労使がともに交渉テーブルにつくよう求める声明。

マサチューセッツ州検事総長が高等裁判所に、原子力規制委員会（NRC; Nuclear Regulatory Committee）が周辺コミュニティに対して安全配慮を滞りなく行うように求めた。検事総長は福島第一原発事故に関連して、安全上に懸念を持っているとコメント。

○2011年3月18日

ハワイ州 Hawaiian Electric Co.

労働協約締結に伴うストライキ：3月4日～18日（18日に協約締結）国際電気工組合（IBEW）Local 1,260、1,300人

賃上げ、健康保険の自己負担増額、年金の改善についての交渉が決裂し、労働組合がストライキに突入。これに対しHECO（Hawaiian Electric Co.）は幹部や非組合員を動員して業務にあたったが、暴風雨により停電が発生。ストライキ中であつたために復旧作業が遅

れ、数日間停電となり、オアフ島、マウイ島等の8,000の世帯、事業所に影響を及ぼした。Neil Abercrombie州知事は交渉を再開するよう促す。

○2005年5月16日

マサチューセッツ州、the eastern Massachusetts utility company

ストライキ：5月16日～31日 Utility Workers Union of America Local 369, 1,900人。

使用者側が眼科、歯科の健康保険削減案を提示したことに組合が反発し、争議となった。最終的に、使用者側は削減案を取り下げ、またメンテナンス要員を増員する案が提示され、組合は合意。

○2004年6月26日

ニューヨーク州 コン・エジソン社 (Consolidated Edison)

ストライキ：5月にはスト権を投票で確立済み。夏の電力需要が高まる時期を選ぶ。The Utility Workers Union Local 1-2 8,600人。

(ラインマン、マンホール、メーター読み、緊急修理クルー、発電所、接続(スプライサ)) 次期協約の締結交渉にあたって、賃上げ、4年間以上の雇用保障、年金の改善を要求するが、次期協約を締結できないままストライキに突入し、300万人のニューヨーク市とウェスト・チェスター郡の顧客への影響(電気、天然ガス、蒸気)が懸念された。しかしながら、労働協約の期限が切れてから短時間(4時間未満)で交渉は決着し、ストライキは終了したため、顧客への実質的な影響はなかった。

○2001年1月

国際電気工組合 (IBEW) Local15がMidwest Generation EME LLC,社に対してストライキを実施。現行の労働協約が期限が切れたことによる再締結に向けた交渉を使用者側が拒絶。

*イリノイ州法「電力市場の規制緩和に伴い、企業の所有権が移転する場合、雇用条件は30カ月前と同じものとしなければならない」

Midwest社は1999年12月に企業の所有権を取得し、30ヶ月が経過するまで労働組合と新たな労働協約を結ばずにやり過ごそうとした。全国労働関係委員会 (NLRB) は団体交渉拒否を不当労働行為と認定したことから、交渉が開始されたものの、意見の相違から6月28日にストライキ突入。ストライキ中に5人の従業員がピケを不正に先導したとして解雇した。ストライキは10月22日に従業員が職場に戻るまで続いた。

2003年8月25日、シカゴの連邦裁判所は、労働協約の期間が切れた後のストライキ中の不正なピケを主導して解雇したことに対して「仲裁義務はない」とした裁定を出している (Starr v. IBEW, N.D. Ill., No. 03 C 1760, 8/25/03)。

第5章 韓国

第1節 電気事業の運営体制

電気事業は、韓国電力公社（KEPCO）により運営されている。経営形態としては株式会社であるが、実質は政府の保有する公社である。従来は、国有企業形態で、発電、送電、配電の一貫した独占供給を行っていたが、2001年の経済構造改革の一環として、発電部門を子会社として分割した（5つの火力発電会社と1つの原子力・水力発電会社に分割）。韓国電力公社は、送電、配電、小売り事業を担当する。2001年から2002年にかけて分割民営化問題で労使が激しく対立。現時点ではまだ民営化には至っていないが¹、政府は引き続き民営化を推進する方針である。

第2節 公益事業（電気事業）における労働争議の規制

1. 根拠法

（1）電気事業に限定して争議行為を規制する法令

なし。

（2）電気事業も含めた公益事業の争議行為を規制する法令

- * 労働組合及び労働関係調整法（資料（77頁）のとおり）
- * 大統領令（労働組合及び労働関係調整法施行令）

2. 争議権の一部が制限される事業の範囲

労働組合及び労働関係調整法において、国民経済に及ぼす影響が大きい事業として規定されている〈公益事業〉であって、その業務の停止・廃止が著しく国民の日常生活や国民経済を阻害する事業〈必須共益事業〉のうち、特に大統領令で定めている業務〈必須維持業務〉については、必須維持業務を妨害する行為は、争議行為として行うことはできない。

なお、〈公益事業〉〈必須共益事業〉〈必須維持業務〉については以下のとおりである。

<公益事業>

公衆の日常生活と密接な関係があり、国民経済に及ぼす影響が大きい次の事業

【労働組合及び労働関係調整法第71条】

- ・ 定期路線旅客運輸事業及び航空運輸事業

¹ 各発電子会社の株式は全て韓国電力公社（KEPCO）が保有し、韓国電力公社の株式の51%は政府が保有している。

- ・水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
- ・公衆衛生事業、医療事業及び血液供給事業
- ・銀行及び造幣事業
- ・放送及び通信事業

< 必須共益事業 >

公益事業であって、その業務の停止・廃止が公衆の日常生活を著しく危険にし、国民経済を著しく阻害し、その業務の代替が容易でない次の事業

【労働組合及び労働関係調整法第71条】

- ・鉄道事業、都市鉄道事業及び航空運輸事業
- ・水道事業、電気事業、ガス事業、石油精製事業及び石油供給事業
- ・病院事業及び血液供給事業
- ・韓国銀行事業
- ・通信事業

< 必須維持業務 >

必須共益事業の業務のうち、その業務が停止・廃止された場合、公衆の生命・健康、身体の安全、公衆の日常生活を著しく危険にする業務（「労働組合及び労働関係調整法第42条の2」）で、大統領令（「労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2」）で定める業務（資料（107頁）のとおり）。

3. 争議行為の予告制度（抜き打ちストの禁止）、その他の争議行為の制限

（1）争議の予告を義務付ける法令等

なし。

ただし、公益事業に限ったことではないが、韓国においては、労働争議は労働委員会による調停または仲裁の調整手続きを経なければ、労働争議を行うことはできない（「調整前置主義」）と定められている。なお、調停期間（一般事業：10日、公益事業：15日）以内に調停が終了せず、または仲裁期間（15日）以内に、仲裁裁定が成り立たなかった場合は、この限りでない。

【労働組合及び労働関係調整法第45条】

また、争議行為自体も、労働組合員の投票による過半数の賛成により決定しなければ、これを行うことはできない、と定められている。

【労働組合及び労働関係調整法第41条】

（2）その他争議行為の制限

< 制限①：必須維持業務制度 >

- ・ 必須維持業務における争議行為の制限

107頁の資料に示すの各業務は〈必須維持業務〉であるため、これらの業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としては行うことはできない。電気事業の必須維持業務については、第4項で指定されている。

「必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない²」。

【労働組合及び労働関係調整法施行令第22条の2の第2項】

- ・ 必須維持業務協定

争議行為期間における必須維持業務の維持・運営のため、労使は必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象業務、必要人員を定めた協定（「必須維持業務協定」）を締結しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の3】

必須維持業務協定が締結されないときは、労使双方またはいずれか一方は、労働委員会に必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象業務、必要人員等の決定を申請しなければならない。また申請を受けた労働委員会は、必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象職務、必要人員を決定する。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の4】

必須維持業務の必要最小限の維持運営水準、対象職務、必要人員について、必須維持業務協定を締結している場合、または労働委員会による決定があった場合、労働組合は、使用者に必須維持業務に勤務する組合員のうち、争議行為期間に従事しなければならない組合員を通知しなければならない。使用者はこれにより、争議行為中も従事する労働者を指名し、労働組合と本人に通知しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第42条の6】

なお、必須維持業務制度は、2007年の労働組合及び労働関係調整法改正により、導入された。改正前の状況については、以下（参考）のとおり。

<制限②：仲裁時の争議行為の禁止>

労働争議が仲裁に付されたときは、15日間は争議行為を行うことはできない。

【労働組合及び労働関係調整法第63条】

² 「必須維持業務の正当な維持・運営を停止・廃止または妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない」となっていることから、「妨害するかないか」については、個々の状況から総合的に判断されるべきであると解釈されている。例えば、ベスト、リボン、腕章等の着用といった示威行為については、その着用が「正常な維持・運営」を阻害するか否かによって判断される。すなわち、空港の機械設備を管理する労働者が着用していても業務の阻害性はないが、病院の看護師の場合、規定の服装でない衛生上の問題等から阻害性があると考えられる。必須維持業務の維持・運営のための水準、対象業務、人員等については、必須維持業務協定で定めることとされている。

(参考：必須維持業務制度の導入以前の職権仲裁制度)

2007年の労働組合及び労働関係調整法施行令の改正により、必須維持業務制度は導入された。それ以前は、労働委員会による職権仲裁制度により、必須公益事業の争議行為を制限していた。その内容は次のとおり。

公益事業の調整に関しては、労働委員会に置かれた特別調停委員会が行うが、2007年の改正以前の労働組合及び労働関係調整法では、必須公益事業において、調停が成立する見込みがないと特別調停委員会が認めた場合は、(労使の双方または一方からの申請がなくても)当該事件の仲裁を労働委員会に勧告することができ(「旧労働組合及び労働関係調整法第62条」)、この勧告に基づき、労働委員会の委員長は仲裁回付の決定をし(「同第74条、第75条」)、これにより、労働委員会の委員長は仲裁裁定を行う(「職権仲裁」)、となっていた。

必須維持業務制度は2007年より、必須公益事業に対する職権仲裁制度を廃止する代わりに導入された。これにより、争議権は保護され、代替労働も認められる(後述)など、公益事業の保護と労働組合の争議件の調和を図る目的で、導入された制度であると言える。

<制限③：緊急調整時の争議行為の禁止>

雇用労働長官による緊急調整の決定が公表された日以降の争議行為の禁止。詳細は後述。4のとおり。

<制限④：防衛産業関連企業における争議行為の禁止>

「防衛事業法」により指定された主要防衛産業関連企業に従事する労働者であって、電力、用水及び主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者は争議行為をできない³。

【労働組合及び労働関係調整法第41条第2項】

以上の①から④による制限の他、韓国においては公益事業に限らず、一般的に正当な争議行為とされないのは、次のような争議である。

「法令や団体協約等の解釈や適用に関すること」「人事・経営権を侵害すること」「政治目的」等、労働条件の維持向上のための集団的利益事項に関する主張を貫徹するという目的から逸脱した争議行為。また、争議行為の方法として、労働組合及び労働関係調整法上、「使用者の操業の自由」や「スト不参加者の労働の権利」を侵害することは禁止されている。

したがって、争議行為は「生産その他主要業務に関連する施設及びこれに準ずる施設として大統領令で定める施設⁴を占拠する形態で行うことはできない(同法第42条第1項)」とさ

³ 「主に防衛産業物資を生産する業務に従事する者」については、大統領令(「労働組合及び労働関係調整法施行令第20条」)で、防衛産業物資の完成に必要な製造・加工・組立・整備・再生・改良・性能検査・熱処理・塗装・ガス扱い等の業務に従事する者、と定めている。

⁴ 大統領令で占拠することを禁じている施設は以下のとおりである(労働組合及び労働関係調整法施行令第21条)。

- ・電気、電子または通信施設。
- ・鉄道(都市鉄道を含む)の車両または線路。
- ・建造・修理または停泊中の船舶。ただし「船員法」による船員に該当し、船舶に乗船する場合を除く。
- ・航空機、航行安全施設または航空機の離着陸や旅客、貨物の運送のための施設。
- ・火薬、爆薬等爆発の危険がある物質または「有害化学物質管理法」による有毒物を保管・貯蔵する場所。
- ・占拠された場合、生産その他主要産業の停止または廃止をもたらすなど公益性の重大な危害を招来する憂慮がある施設として、雇用労働部長官が関係中央行政機関の長と協議し、定める施設。

れ、また「事業場の安全保護施設に関し、正常な維持・運営を停止・廃止又は妨害する行為は、争議行為としてこれを行うことはできない（同法第42条第2項）」とされている。

4. 職権調整制度

労働組合及び労働関係調整法は、公益事業に関しては、以下のように緊急調整の仕組みを定めている。

(1) 緊急調整の決定

争議行為が公益事業に関するものであること、またはその規模が大きいこと、もしくはその性質が特別のものであるために、著しく国民経済を害し、国民の日常生活を危うくするおそれがある時は、雇用労働部長官は、緊急調整を決定することができる。

雇用労働部長官が緊急調整をする時は、あらかじめ中央労働委員会委員長の意見を聴かなければならない。また、緊急調整をした場合は、遅滞なく理由を付して公表し、中央労働委員会及び関係当事者にそれを通告しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第76条】

(2) 緊急調整時の争議行為の中止

雇用労働部長官による緊急調整の決定が公表された時は、関係当事者は直ちに争議行為を中止しなければならない。また公表から30日が経過しなければ争議行為を再開することはできない。

【労働組合及び労働関係調整法第77条】

(3) 中央労働委員会による調整

中央労働委員会は、雇用労働部長官の緊急調整の通告を受けた時（「労働組合及び労働関係調整法第76条」）は、遅滞なく調整を開始しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第78条】

(4) 中央労働委員会の仲裁回付決定権と仲裁

中央労働委員会は、「労働組合及び労働関係調整法第78条」の規定による調整が成立する見込みがないと認められるときは、公益委員の意見を聴いて、その事件を仲裁に回付する可否を決定しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第79条】

また、中央労働委員会は、仲裁回付が決定した場合は、遅滞なく仲裁を開始しなければならない。またこの他に、関係当事者の一方または双方から仲裁申請があった場合にも、遅滞なく仲裁を開始しなければならない。

【労働組合及び労働関係調整法第80条】

5. 争議時の代替的労働

労働組合及び労働関係調整法においては、使用者は、争議行為期間中、その争議行為で中断された業務の遂行のために、当該事業と関係のない者を採用し、これに代えることはできない。また、争議行為で中断された業務を請負または下請けに出すこととはできないと定めている。 【労働組合及び労働関係調整法第43条第1項及び第2項】

しかしながら、必須共益事業の争議行為においては、その例外となり、当該事業と関係のない者を採用し、これに代え、請負または下請けに出すことを禁止していない。また、使用者には、代替労働者の採用について、「ストライキ参加者の100分の50を超過しない範囲内」という制限を定めている。 【労働組合及び労働関係調整法第43条第3項及び第4項】

6. 一定期間の争議行為の禁止（その間に争議調整を行う趣旨）

（1）調整前置主義

3（1）で述べたとおり、韓国には「調整前置主義」があり、労働争議は、公益事業かそうでないかに関わらず、労働委員会による調停、仲裁の調整手続きを経なければ、行うことはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第45条】

（2）仲裁時の争議行為の禁止

3の（2）〈仲裁時の争議行為の禁止〉で述べたとおり、労働争議が仲裁に付されたときは、15日間は争議行為を行うことはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第63条】

（3）緊急調整時の争議行為の禁止

4（2）で述べたとおり、雇用労働部長官による緊急調整の決定が公表された時は、関係当事者は直ちに争議行為を中止しなければならない。また公表から30日が経過しなければ争議行為を再開することはできない。 【労働組合及び労働関係調整法第77条】

第3節 争議の状況

電力産業における近年の大規模な争議事例については、以下のとおり。いずれも停電は発生していない。

1. 2002年の争議

1999年、政府による韓国電力公社の分割民営化法案に対し、労働組合側が激しく抵抗した。2000年11月、電力労組としては、戦後初めてのストライキを計画したが、中央労働委員会の

調停により、ストライキは回避された。労働組合は分割民営化案を受入れ、その進め方について政労使間で協議していくことに合意した。

2001年4月、韓国電力は、送電業務を担当する韓国電力、火力発電子会社（5社）、原子力・水力発電子会社（1社）に分割し、2002年以降、子会社を順次売却（民営化）していくことを決定したが、その売却計画を巡り労使が再び対立した。

2002年2月25日、労働組合はストライキに突入。発電労組の上部団体である民主労総は、ゼネストを呼びかけた。一方、中央労働委員会は本件を仲裁に回付した（職権仲裁）⁵。また、政府・会社側は刑事告訴、仮差押など法律に基づいた原則主義で対応し、多くの逮捕者、懲戒者を出した。

最終的に、労働組合側は、民営化に関することは労使交渉から外す等の内容を含んだ仲裁案を受入れ、37日間に及んだ発電労組のストライキは終了した。ゼネスト突入の直前の4月2日であった。

2. 2006年の争議

2006年9月4日未明、韓国電力傘下の発電子会社5社で構成された発電労組が、電力会社の公共性の強化等を求めて、2002年の37日間のストライキ以来、再びストライキに突入した。集会には組合員4,000人余りが参加した。

会社側は、中央労働委員会により、本件が仲裁に回付（職権仲裁）されるだろうとの思惑もあり、ストライキ直前には交渉の場に現れることもなく、また、ストライキが長期化する場合に備えて、幹部2,800人余りを運転要員に配置し、代替人材3,500人余りの投入も決定した⁶。

結局、中央労働委員会による職権仲裁が決定したことにより、ストライキを継続することが不法となるということもあり、労働組合側は当日の夕刻、ストライキを終了した。

⁵ 2007年の改正前の労働組合及び労働関係調整法では、職権仲裁があった場合、15日間は争議行為が禁止されていた。これによって、当該ストライキは不法となる。

⁶ 2007年の改正前の労働組合及び労働関係調整法では、争議中の代替労働の投入は不法である。

